

札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領

平成14年9月18日財政局理事決裁

最近改正令和6年10月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市契約規則(平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。)及び札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年規則第79号。以下「特例規則」という。)の定めるところにより、市長が締結する次の各号に掲げる契約案件(以下「契約案件」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者の参加資格に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 物品の購入、製造の請負、修繕(改造を含む。)、借受け及び売払い
- (2) 役務の提供(第4号及び第5号に掲げるものを除く。)
- (3) 工事の請負
- (4) 建設関連サービス業務(「工事に係る設計、監理、地質調査及びその他調査等の委託業務並びに測量業務」をいう。)の提供
- (5) 道路維持除雪の提供
(適用除外)

第2条 この要領は、総務局東京事務所に係る契約案件については、適用しない。

(競争入札参加者の資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。この場合において、市長は、契約規則第2条第3項若しくは第14条第2項又は特例規則第3条(第14条において準用する場合を含む。)の規定による告示において、その旨を記載するものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 役員等(申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

2 前項の規定に該当しないことのほか、競争入札の参加資格に係る申請をすることができる者の資格要件は、市長が別に定める。

(競争入札の参加資格の審査時期)

第4条 第1条第1号及び第2号に掲げる契約案件に係る競争入札の参加資格の審査(以下「資格審査」という。)は4年に一度行うものとし、同条第3号から第5号に掲げる契約案件に係る資格審査は2年に一度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の規定による資格審査を実施しない時期において、資格審査を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の規定が適用される契約案件の発注が見込まれるときに、札幌市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されていない者から資格審査の申請があった場合には、資格審査を行わなければならない。

(申請の方法)

第5条 市長は、資格審査を受けようとする者に対し、インターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスさせ、契約案件ごとに別に定める画面上の申請フォームに必要事項を入力させ、送信させ、別々に定める書類を提出させなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、契約案件ごとに定める競

争入札参加資格審査申請書及び別に定める書類を提出させる方法で申請させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1項及び第2項の規定による資格審査においては、契約案件ごとに定める競争入札参加資格審査簡易更新申請書及び別に定める書類を提出させる方法で申請させることができる。

(業種・工種)

第6条 市長は、資格審査を受けようとする者に対し、契約案件ごとに定める業種分類表(別表1から4まで)に定める業種及び工種の中から、希望する業種及び工種について申請させるものとする。

(資格審査)

第7条 市長は、第3条に定める資格について、第5条の提出書類等をもとに審査し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格について、契約案件ごとに定める経営規模等審査基準(別表5から6の2まで)に基づき、審査するものとする。

(等級区分の格付け)

第8条 市長は、前条の規定により審査を実施した場合は、業種分類表のうち、等級区分表(別表7から8の2まで)に定める業種及び工種について、等級区分表に基づく格付けを行うものとする。

2 市長は、第1条第2号に掲げる契約案件に係るものにつき前項の規定に基づく格付けを受けた者に対し、別に定めるところにより申請させ、経営規模等審査基準(別表5)に基づく審査を行い、等級区分表(別表7)に基づく中間格付けを行うものとする。

(資格の決定、通知及び登録)

第9条 市長は、資格審査の結果、申請者が競争入札の参加資格を有すると決定したときは、業種分類表に基づきその業種及び工種の指定を行ったうえで、契約案件ごとに定める競争入札参加資格認定通知書により当該申請者に通知するとともに、名簿に登録するものとする。

2 市長は、資格審査の結果、申請者が競争入札の参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(登録の有効期間)

第10条 第4条第1項の規定による資格審査の登録の有効期間は、第1条第1号及び第2号に掲げる契約案件に係る資格審査については前条第1項の規定による決定をした日の属する年度の翌4年度とし、第1条第3号から第5号に掲げる契約案件に係る資格審査については前条第1項の規定による決定をした日の属する年度の翌2年度とする。

2 第4条第2項の規定による資格審査の登録の有効期間は、市長が定める日から第1項で定めた登録期間の満了する日までとする。

3 第4条第3項の規定による資格審査の登録の有効期間は、前条第1項の規定による決定をした日から第1項で定めた登録の有効期間の満了する日までとする。

4 事故により第1項で定めた登録の有効期間の終期までに第4条第1項の規定による資格審査に基づく参加資格を決定できないとき、既に有効な資格審査の登録は、前3項の規定にかかわらず、改めて行う資格審査の有効期間の始期の前日まで引き続き有効とする。

(申請事項の変更)

第11条 市長は、名簿に登録された者(以下「参加資格者」という。)の、別表9に掲げる事項に

変更があったときは、速やかにその旨をインターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスさせ、別に定める画面上の申請フォームに必要事項を入力させ、送信させることにより届け出させなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、速やかにその旨を変更届により提出させる方法で届け出させることができる。

(参加資格者の資格の承継)

第 12 条 参加資格者の登録は、次の各号の一に該当する者に限り承継することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を合併等届により届け出させなければならない。ただし、その者が第 3 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に規定する者に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相続により参加資格者の営業を承継した者
- (2) 参加資格者である個人事業者により設立され、その営業の譲渡を受けた法人であって、当該個人事業者が現にその取締役、理事その他法人の業務を執行する権限を有する職に就任している法人
- (3) 参加資格者である法人の取締役、理事その他法人の業務を執行する権限を有する職に就任していた者であって、当該法人の解散に伴いその事業の譲渡を受けて個人事業者となった者
- (4) 参加資格者である法人を吸収合併した法人又は参加資格者である法人を当事者とした新設合併により設立された法人
- (5) 参加資格者である法人から事業の全部譲渡を受けた法人
- (6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

2 第 5 条から第 9 条の規定は、参加資格者の登録の承継に係る申請等の手続きについて準用する。この場合において、市長は、当該申請しようとする者に、別表 10 に掲げる事業(営業)の承継を立証する書類を提出させなければならない。

(参加資格者の登録業種・工種の承継)

第 13 条 参加資格者である法人の名簿に登録されている業種及び工種は、会社分割又は一部の事業譲渡を行った場合に限り承継させることができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を合併等届により届け出させなければならない。

2 第 5 条から第 9 条の規定は、参加資格者の名簿に登録されている業種及び工種の承継に係る申請等の手続きについて準用する。この場合において、市長は、当該申請しようとする者に、別表 10 に掲げる事業(営業)の承継を立証する書類を提出させなければならない。

(参加資格者の登録の取消し及び通知)

第 14 条 市長は、参加資格者が第 3 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に規定する者に該当したときは、その登録を取り消すことができる。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第 4 条に規定する競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者
- (2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者

2 市長は、前項の規定により参加資格者の登録を取り消したときは、競争入札参加資格者登録取消通知書により遅滞なく当該参加資格者に通知するものとする。

3 管財部長は、前項の規定により通知した事項について、各局庶務担当部長に通知するものとする。

(参加資格者の中間格付けに伴う登録業種の取消し及び通知)

第14条の2 市長は、第8条第2項に規定する申請がなかった者に対して、等級区分表(別表7)に掲げる業種を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により参加資格者の登録業種を取り消したときは、競争入札参加資格者登録業種取消通知書により遅滞なく当該参加資格者に通知するものとする。

3 管財部長は、前項の規定により通知した事項について、各局庶務担当部長に通知するものとする。

(協同組合等の資格審査等)

第15条 市長は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等に基づいて設立された組合について、前条までの規定を適用し、資格審査等を行うものとする。ただし、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合(建設業に係るものについては、当該証明のほか建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けた組合)については、第7条に規定する経営規模等審査基準にかかわらず、別に定めるところにより等級区分の格付けを行うことができる。

(共同企業体の資格審査等)

第16条 市長は、工事の請負において、施工する工事を特定せずに結成される経常共同企業体の資格審査を行う場合、第1条から第11条まで及び第14条の規定を適用するものとする。ただし、第3条の規定の適用にあたっては、「次の各号のいずれかに該当する者は」とあるのを「次の各号のいずれかに該当する者を構成員とする企業体は」と読み替えるものとし、また、第6条に規定する業種分類表及び第7条に規定する経営規模等審査基準については、別に定めるところによるものとする。

(協定等の規定が適用される契約案件に関する資格審査等)

第17条 市長は、第4条第3項の規定による資格審査の申請がある場合には、協定等の趣旨に基づき、第7条の定めるところにより資格審査を行うものとする。

(事務処理に係る協議等)

第18条 市長は、参加資格に関する事務については、企業管理者と協議のうえ行うことができる。

(実施細目)

第19条 この要領の実施について必要な事項及び様式は、管財部長が定める。